

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究

— 補装具費支給制度における視覚系補装具の基準見直しについて—

研究分担者 山田明子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 リハビリテーション部
研究協力者 清水朋美 国立障害者リハビリテーションセンター病院 第二診療部
松井孝子 国立障害者リハビリテーションセンター病院 リハビリテーション部
齋藤崇志 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部

研究要旨

本研究では、令和6年4月の障害福祉サービス報酬改定に向けて、視覚系補装具の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下、支給基準）を検討するために参考となる基礎データの見直しについて調査を行った。今回は、義眼、眼鏡（矯正用）、眼鏡（遮光用）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）の5項目について、昨今の国際情勢の影響等による原材料費等の価格上昇を踏まえた仕入れ価格の変化率を明らかにすることを目的として期間1：2020年4月1日から2021年3月31日までの仕入れ値税抜き価格（義眼は販売価格）と期間2：2023年6月1日現在の仕入れ値税抜き価格（義眼は販売価格）の変化率について、補装具のメーカーおよび販売店を対象に調査を行った。

主な結果は以下のとおりである。義眼については主材料ーガラスは変化率、販売数ともに回答が得られなかった。一方、主材料ープラスチックでは、レディメイドは価格の変化がみられなかったが、オーダーメイドでは、単純平均は+5.36%（標準偏差3.8）、加重平均は+6.4%と上昇がみられた。眼鏡（矯正用）は変化率についての回答数が1件と少なく有効なデータが得られなかった。眼鏡（遮光用）については、前掛け式では価格の変化率がみられなかったが、掛けめがね式では+0.45%（標準偏差1.44）、加重平均は+0.08%とわずかに上昇がみられた。眼鏡（弱視用）については、掛けめがね式の主鏡で+16.5%（標準偏差7.5）、加重平均は+15.06%、近用キャップで単純平均は+19%（標準偏差0.8）、加重平均は+18.25%の上昇を示し、主鏡と近用キャップを合わせた単純平均は+17.75%、加重平均は+16.67%であった。一方、焦点調整式は+17.02%（標準偏差12.80）、加重平均は+6.89%と上昇を示した。

以上の結果から、多くの視覚障害に関連した補装具（以下、視覚系補装具）において、期間1に比べて、価格の上昇が見られることが明らかとなった。しかしながら、今回の価格調査への回答率は全体的に低く、特に眼鏡（矯正用）については有効なデータが得られなかった。今後は、調査項目等の調査方法の詳細について検討をする必要性が示唆された。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具のうち、視覚障害に関連する補装具（以下、視覚系補装具）には「視覚障害者安全つえ」「義眼」「眼鏡」の3種目がある。そして、そのうちの眼鏡は、矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用に分類される。

「視覚障害者安全つえ」および「眼鏡（コンタクトレンズ）」においては、令和4年度の調査において、その仕様を加味した価格の実態調査がなされており、

基準の基本構造等に定められた仕様に着目し、使用区分ごとの給付において採算を取るのに必要十分と考えられる価格についての検討が行われた[1][2]。

「義眼」および「眼鏡（矯正用・遮光用）」においては、令和3年度の障害者福祉サービス報酬改定に向けて実施された令和2年度の価格実態調査があるが、各種目ともに有効回答率が低く、支給基準を検討するために必要な現状価格の把握が難しい状態であった[3]。

研究では、令和6年4月の障害者福祉サービス報酬改定に向けて、視覚系補装具の支給基準を検討するために参考となる基礎データの見直しのために今回は、義眼、眼鏡（矯正用）、眼鏡（遮光用）、眼鏡（弱視用 焦点調整式）、眼鏡（弱視用 掛けめがね式）の5項目について、昨今の国際情勢の影響等による原材料費等の価格上昇を踏まえた仕入れ価格の変化率を明らかにすることを目標とした。

B. 研究方法

b-1 調査の概要

対象となる補装具の販売店を対象に調査票（付録）をメールにて配布し、回答を求めた。

作成および販売までを担っている義眼については、補装具費支給制度以外の利用者向け販売価格、その他については補装具費支給制度以外の利用者向け仕入価格を対象として、変化率について調査を行った。調査実施期間は令和5年6月16日～7月10日であった。

b-2 調査種別および調査内容

各補装具における調査種別を表1に示す。

義眼は名称によって「レディメイド」と「オーダーメイド」に2種類分類したのち、それぞれを基本構造の主材料で分類し、「レディメイドー主材料 ガラス」「レディメイドー主材料 プラスチック」「オーダーメイドー主材料 ガラス」「オーダーメイドー主材料 プラスチック」と4種別に分類した。

眼鏡（矯正用）は基本構造のうちのレンズ度数に着目し、「6D未満」「6D以上10D未満」「10D以上20D未満」「20D以上」の4種に分類したのち、それぞれについて「乱視のない場合」「乱視が3D未満の場合」「乱視が3D以上」の12種別に分類した。

眼鏡（矯正用）の遮光機能付の現状について調査するため、遮光機能付きレンズについても上記のレンズ度数と乱視の有無による12種別に分類した。眼鏡（遮光用）は「前掛式」と「掛けめがね式」の2種類に分類した。

眼鏡（弱視用）については、「掛けめがね式」「掛けめがね式 高倍率（主鏡3倍以上）」「焦点調整式」の3種別に分類した。

各補装具において以下の5項目（A～E）を共通項目として調査を行った。また、補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見を任意として自由記載を依頼した。

義眼については、補装具の販売価格に含まれているサービスについても任意として調査した。

表1 各補装具の調査種別

義眼	レディメイド	主材料ガラス	
	レディメイド	主材料プラスチック	
	オーダーメイド	主材料ガラス	
	オーダーメイド	主材料プラスチック	
眼鏡 (矯正用)	6D未満		
	6D未満+乱視3D未満		
	6D未満+乱視3D以上		
	6D以上10D未満		
	6D以上10D未満+乱視3D未満		
	6D以上10D未満+乱視3D以上		
	眼鏡 (矯正用 遮光機能付)	10D以上20D未満	
		10D以上20D未満+乱視3D未満	
		10D以上20D未満+乱視3D以上	
		20D以上	
		20D以上+乱視3D未満	
		20D以上+乱視3D以上	
眼鏡 (遮光用)	前掛け式		
	掛けめがね式		
眼鏡 (弱視用)	掛けめがね式		
	掛けめがね式 高倍率（主鏡3倍以上）		
	焦点調整式		

回答を求めた事項（共通項目）

A：メーカー 品名・シリーズ

補装具として販売することの多いものを最大2種まで記載してもらった。

B：2022年4月1日から2023年3月31日までに販売した枚数（補装具と補装具を含むすべて）

C：仕入れ価格（義眼は販売価格）の変化率（E÷D）×100

D：期間1 2020年4月1日から2021年3月31日までの仕入れ値税抜き価格（義眼は販売価格）

E：期間2 2023年6月1日現在の仕入値税抜き価格
(義眼は販売価格)

※ D、Eは任意による回答とした。

b-3 調査対象者

- ・義眼：義眼の作成および販売をおこなっている事業者（配布数：4）
- ・眼鏡：令和4年度度実施されたコンタクトレンズの価格調査[2]時に協力を得たロービジョンケア関連眼鏡販売店（配布数：19）

b-4 分析方法

仕入価格（義眼は販売価格）の変化率の算出

回答をもとに、補装具費支給制度における「名称」ごとに期間1から期間2にかけての仕入価格（義眼は販売価格）の平均変化率を算出することとした。

平均変化率の算出には、単純平均と販売枚数の記載がある場合には全販売数をウェイトとする加重平均の2種類を算出した。

C. 研究結果

義眼については配布した4件のうち3件について返答および調査表の回収があり、回収率は75%であった。

眼鏡については配布した19件のうち、調査表の回収があり、調査表の一部でも回答があったものが7件であり、回収率は36.84%であった。調査表の回収

には至らなかったが、メールにて、社内規則により価格に関する情報を外部に公表できないといった理由で、回答が難しいと返信があったものが5件あった。

c-1 義眼について

義眼の販売価格の集計結果を表2に示す。

計3件（回答率75%）の回答を得た。

主材料をガラスとする「レディメイドー主材料ガラス」「オーダーメイドー主材料ガラス」については変化率、販売数ともに回答が得られなかった。

「レディメイドー主材料 プラスチック」は補装具としての販売数が9と少なく、期間1と期間2の販売価格の変化率はなかった。

「オーダーメイドー主材料 プラスチック」については補装具としての販売数が845、補装具以外の販売数が405であった。販売価格の変化率の単純平均は+5.36%（標準偏差3.8）、加重平均は+6.4%であった。

c-2 眼鏡（矯正用）について

眼鏡（矯正用）の結果を表3に示す。計2件（回答率10.52%）の回答を得たが、そのうち1件は販売数のみの回答であり、仕入れ価格の変化率の回答がなかった。よって、変化率に対する回答は1件のみで回答率は5.26%であった。

期間1と期間2の仕入れ価格の変化率はなかった。

表2 義眼

	回答数		データ数	販売個数		価格変化率（販売価格）%			
	販売個数のみ	販売個数+変化率		補装具	その他	単純平均	加重平均	最低値	最高値
レディメイド 主材料ガラス	0	0	—	—	—	—	—	—	—
レディメイド 主材料プラスチック	0	1	1	9	0	±0	±0	±0	±0
オーダーメイド 主材料ガラス	0	0	0	—	—	—	—	—	—
オーダーメイド 主材料プラスチック	0	3	3	845	405	+5.36	+6.40	±0	+8.35

表3 眼鏡（矯正用）

	回答数		データ数	販売個数		価格変化率（仕入価格）%			
	販売個数 のみ	販売個数 +変化率		補装具	その他	単純平均	加重平均	最低値	最高値
6D未満	1	1	1	2	—	±0	±0	±0	±0
6D未満 +乱視3D未満	1	1	0	0	—	±0	±0	±0	±0
6D未満 +乱視3D以上	1	1	1	16	—	±0	±0	±0	±0
6D以上10D未満	1	1	1	48	—	±0	±0	±0	±0
6D以上10D未満 +乱視3D未満	1	1	1	16	—	±0	±0	±0	±0
6D以上10D未満 +乱視3D以上	1	1	1	22	—	±0	±0	±0	±0
10D以上20D未満	1	1	1	24	—	±0	±0	±0	±0
10D以上20D未満 +乱視3D未満	1	1	1	6	—	±0	±0	±0	±0
10D以上20D未満 +乱視3D以上	1	1	1	118	—	±0	±0	±0	±0
20D以上	1	1	0	0	—	±0	±0	±0	±0
20D以上 +乱視3D未満	1	1	0	0	—	±0	±0	±0	±0
20D以上 +乱視3D以上	1	1	1	1	0	±0	±0	±0	±0
計				253	0	±0	±0		

c-3 眼鏡（矯正用 遮光機能付）について

眼鏡（矯正用 遮光機能付）の結果を表4に示す。

計3件（回答率 15.78%）の回答を得たが、そのうち1件は販売数のみの回答であった。

補装具としての販売数が82であり、補装具以外の販売数が78であった。期間1と期間2の仕入れ価格の変化率の単純平均は+4.33%（標準偏差1.7）、加重平均は+3.41%であった。

c-4 眼鏡（遮光用 前掛け式）について

眼鏡（遮光用 前掛け式）の結果を表5に示す。

計5件（回答率 26.32%）の回答を得たが、そのうち販売数のみの回答は2件であり、販売数と変化率の回答があったのは3件であった。

補装具としての販売数が29であり、補装具以外の販売数が30であった。期間1と期間2の仕入れ価格の変化はなかった。

c-5 眼鏡（遮光用 掛けめがね式）について

眼鏡（遮光用 掛けめがね式）の結果を表5に示す。

計6件（回答率 31.58%）の回答を得たが、そのうち販売数のみの回答は3件であり、販売数と変化率の回答があったのは3件であった。

補装具としての販売数が328であり、補装具以外の販売数が256であった。期間1と期間2の仕入れ価格の変化率の単純平均は+0.45%（標準偏差1.44）、加重平均は+0.08%であった。

表 4 眼鏡（矯正用 遮光機能付）

遮光用	回答数		データ数	販売個数		価格変化率（仕入価格）%			
	販売個数 のみ	販売個数 +変化率		補装具	その他	単純平均	加重平均	最低値	最高値
6D未満	1	2	2	22	75	+2.5	+3.2	±0	+5
6D未満 +乱視3D未満	1	2	3	58	—	+3.3	+3.3	±0	+5
6D未満 +乱視3D以上	1	2	2	0	3	+5	±0	+5	+5
6D以上10D未満	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
6D以上10D未満 +乱視3D未満	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
6D以上10D未満 +乱視3D以上	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
10D以上20D未満	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
10D以上20D未満 +乱視3D未満	1	1	1	2	—	+5	+5	+5	+5
10D以上20D未満 +乱視3D以上	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
20D以上	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
20D以上 +乱視3D未満	1	1	1	0	—	+5	±0	+5	+5
20D以上 +乱視3D以上	1	1	1	0	0	+5	±0	+5	+5
計				82	78	+4.33	+3.41		

表 5 眼鏡（遮光用）

	回答業者数		データ数	販売個数		価格変化率（仕入価格）%			
	販売個数 のみ	販売個数 +変化率		補装具	その他	単純平均	加重平均	最低値	最高値
前掛式	2	3	5	29	30	±0	±0	±0	±0
掛けめがね式	3	3	11	328	256	+0.45	+0.08	±0	+5

表 6 眼鏡（弱視用）

		回答数		データ数	販売個数		価格変化率（仕入価格）%			
		販売個数 のみ	販売個数 +変化率		補装具	その他	単純平均	加重平均	最低値	最高値
掛けめがね式	主鏡のみ	1	4	9	7	11	+16.5	+15.06	±0	±2.8
	近用キャップのみ	1	2	2	1	20	+19	+18.28	+18.2	+19.8
	主鏡+近用キャップ						+17.75	+16.67		
	高倍率（3倍以上）	0	1	4	0	11	+20	+20.36	+19.3	+22
焦点調整式		1	3	22	25	61	+17.02	+6.89	+5.92	+38.7

c-6 眼鏡（弱視用 掛けめがね式）について

眼鏡（弱視用 掛けめがね式）の結果を表 6 に示す。

主鏡については計 5 件（回答率 26.31%）の回答を得たが、そのうち販売数のみの回答は 1 件であり、販売数と変化率の回答があったのは 4 件であった。

補装具としての販売数が 7 であり、補装具以外の販売数が 11 であった。期間 1 と期間 2 の仕入れ価格の変化率の単純平均は+16.5%（標準偏差 7.5）、加重平均は+15.06%であった。

一方、近用キャップについては計 3 件（回答率 15.79%）の回答を得たが、そのうち販売数のみの回答は 1 件であり、販売数と変化率の回答があったのは 2 件であった。補装具としての販売数が 1 であり、補装具以外の販売数が 20 であった。期間 1 と期間 2 の仕入れ価格の変化率の単純平均は+19%（標準偏差 0.8）、加重平均は+18.25%であった。

上記から、主鏡+近用キャップの期間 1 と期間 2 の仕入れ価格の変化率の単純平均は+17.75%、加重平均は+16.67%であった。

高倍率 3 倍以上については、計 1 件（回答率 5.26%）の回答を得、販売数と変化率の回答があった。

補装具としての販売数が 0 であり、補装具以外の

販売数が 11 であった。期間 1 と期間 2 の仕入れ価格の変化率の単純平均は+20%（標準偏差 1.01）、加重平均は+20.36%であった。

c-7 眼鏡（弱視用 焦点調整式）について

眼鏡（弱視用 焦点調整式）の結果を表 6 に示す。

計 4 件（回答率 21.05%）の回答を得たが、そのうち販売数のみの回答は 1 件であり、販売数と変化率の回答があったのは 3 件であった。

補装具としての販売数が 25 であり、補装具以外の販売数が 61 であった。期間 1 と期間 2 の仕入れ価格の変化率の単純平均は+17.02%（標準偏差 12.80）、加重平均は+6.89%であった。

C-8 補装具の価格制度についての意見等

補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見と、義眼については上記意見の他に義眼についての補装具の販売価格に含まれているサービスについての意見を以下に示す（表 7~11）。

回答内容は原則原文のまま引用し、特定の製品名やメーカー名。価格等については非公開とした。

表 7 義眼についての補装具の販売価格に含まれているサービスについての意見

- ・保証期間 9 ヶ月（保証内容：紛失・破損以外で技術的に改善が可能な不具合全般・義眼表面の研磨）
- ・付属品として保管用ケース、取り外し用スポイト（希望者）
- ・製作前の仮装用（装用状態に慣れて頂くための練習として行う）
- ・製作前の眼窩拡張作業（義眼装用スペースが充分でない場合、装用可能な状態にするために行う）
- ・義眼装用時の調整 ・装用後の定期検査 ・定期検査時に必要に応じて義眼表面の研磨+洗浄 ・定期検査時に義眼の調整
- ・一般の方の義眼製作の場合、義眼引き渡し後 6 か月間保証期間を設け、その間の調整・加工・型の変更・メンテナンス 1 回のみ無料

表8 義眼に関する補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見

- ・現状では「補装具支給券」や「代理受領委任状」の書式が各市町村でまちまちになっておりますので、統一書式になると混乱が少なくなると考えます。
- ・一般の方のオーダーメイド義眼と、障がい者手帳をお持ちの方のオーダーメイド義眼の製造工程はすべて同じであり、材料費・人件費・義眼1個製作するのにかかる時間・光熱費等、義眼1個完成させるまでにかかるコストは全く変わらないが、販売価格の差が大きいいため、一般の方の自己負担額に大きな差があるのが現状である。一般の方でも、治療用装具として認めてもらえれば別だが、療養費支給申請を行うことのできない方もおり、その方は全額自己負担であり、さらにそこでも大きな差がある。一般の方の場合、状況によっては、部分的な加工を行うことにより、大きく形状を変更させることなく装用できる場合もあるため、その際は、義眼1個の販売価格の4分の1くらいの負担で、再製作することも可能である。しかし、障がい者手帳を利用して製作する場合、【修理基準】というものがわからないため、常に【新たな義眼製作】として申請することが多い。装用されている義眼の形状を大きく変えなければいけないような不調があった場合は【新規購入】で申請をしていただく必要はあるが、サイズ感はそこまで大きく変わらず、色・視線・左右の目の開きの差など、部分的加工・修整を行うことで、費用も少し安く、大きな形状の変化による不調も少なく、装用できる場合もある。また耐用年数が2年と定められているが、2年経たないうちに形状が変化する場合もあり、そういった場合においても【修理基準】に該当するような形で製作することが可能であれば、装用者もより安心して相談することができるのではないかと考えます。現在、義眼の場合は【購入基準】はあるものの、【修理基準】はないと認識しておりますが、補装具費支給申請書には【購入・修理】との二択できるように設定されている。上記のような場合、修理扱いとして2年という縛りなく申請することが可能なのか。またそもそも【修理基準】とはどういったものになるのか、わかりやすい文面があると大変助かります。

表9 眼鏡（矯正用）に対する補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見

- ・仕入れ値変化率ですが、レンズの変化はほぼないですが、フレームがあがってきております。
- ・金額に関しましてはお答えすることが難しいので、割愛させていただきました
- ・上記は、眼鏡店もしくは眼科系ディーラーを通してご購入いただいております。
- ・当社製品の小売希望価格は、補装具の上限額を大幅に超えておりますので、補装具で支給されたかは分かりかねます。そのため「すべての数」にのみ入力しておりますが、商品の性格上ロービジョン者にご購入いただいていることは間違いのないと思います。参考程度に小売り希望価格は下記のとおりです。
(商品名および価格情報は非公開)

上記の出荷数量が多いか少ないかの判断は私では難しいです。本件につきましては、眼科様や眼鏡店にサンプルが基本的にございませので、患者さんの目にする機会に乏しいのと上限価格を大幅に上回る小売り希望価格の為と思われまます。また、他社製品でも本品は入手可能ですので、これも影響があるように思います。*当社製品はフレーム含めたセット価格の為。

- ・仕入れ価格については本社許可折らず公表できませんでした。
- ・6D以下、3Dで区切って、3D未満は申込し給付額が低くても可。逆に強度数10D以上はもう少し給付額が高いほうが望ましい

表10 眼鏡（遮光用）に対する補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見

- ・金額に関しましてはお答えすることが難しいので、割愛させていただきました
- ・フレームの価格が高騰しているのので、眼鏡一式の販売価格が上がっています。
- ・仕入れ価格については本社許可折らず公表できませんでした。
- ・度付き遮光については高額になり給付額を超過することが多く、度数ごとに幅がほしい
- ・仕入れ値変化率ですが、レンズの変化はほぼないですが、フレームがあがってきております。

表11 眼鏡（弱視用）に対する補装具費支給制度における各補装具の取り扱いについての意見

- ・「かけメガネ式」は、矯正眼鏡と同様に小売希望価格は補装具の上限額を大幅に超えておりますが、恐らくLV患者かつ補装具枠での申請かと思われます。
- ・「焦点調節式」は、「すべての数」は当社で販売した全数、「補装具の数」は眼鏡店もしくは眼科系ディーラーを通してご購入いただいた実績値で補装具だと思われる数字です。また、東京都や複数の自治体では拡大鏡を焦点調節式の枠で支給しておりますので、参考までに代表商品を記載しました。この「補装具の数」も補装具と思われる数字です。拡大鏡はユーザーも多く、矯正眼鏡では加工が困難なハイパワーが実際存在し高額になるため、補装具の対象にしていたくのも一考のように思います。オーダーメイドではないですが、単眼鏡も同様です。
- ・かけメガネ式の支給件数は少ないと思われます。本件につきましても眼科様や眼鏡店にサンプルが基本にございませんので、患者さんや眼科医、CO含め目にする機会に乏しい、知らないが挙げられます。また上限価格を大幅に上回る小売希望価格も理由と思われます。ちなみに、参考価格の小売希望価格は下記の通りです。
（商品名および価格情報は非公開）
上記は最低かかる費用であり、これらに加えてフレーム代、加工代等が別途かかります。
- ・期間内に（市町村名は非公開）では、弱視用焦点調整式の項目で拡大鏡が申請実績があります。
- ・製品定価が20%程度の高騰、配達や発送などの間接コストが上昇しており、企業努力をしておりますが吸収しきれず視覚障害当事者の負担が増している現状があります
- ・補装具見積書を提出する際に、実際の販売価格ではない基準額での見積作成を求められることがあります
- ・眼鏡でも6%加算する商品と10%加算する商品がございますが、拡大鏡などは課税10%商品ですが、福祉制度で手続きする際には弱視眼鏡のため6%加算となります。
また件数はほぼございませんが、レンズや枠交換は課税10%商品となっております。
- ・仕入れ価格については本社許可折らず公表できませんでした。
- ・掛けめがね式においては、主鏡と別の近用キャップや取り付け用パーツなどは別価格で利用者実費となっているため、このあたりの給付額への項目追加希望

D. 考察

d-1 義眼について

主材料をガラスとする「レディメイドー主材料 ガラス」「オーダーメイドー主材料 ガラス」については変化率、販売数ともに回答が得られなかった。

その理由としては、第二次世界大戦後、義眼の素材はガラスからプラスチックに変わったとされており [4]、現在は装着用のガラス素材の義眼は販売されていないためと考えられる。よって、今後は現状に合わせた補装具の仕様についての検討が必要と思われた。

「レディメイドー主材料 プラスチック」は補装具としての販売数が9と少なく、期間1と期間2の販売価格の変化率はなかった。行政報告 [5] によると、2022年の補装具としての決定件数はレディメイドが108件あり皆無ではないが、義眼を必要とする視覚障害者個人の状態に合わせて作成するオーダーメイドが主流となっていることが示唆された。

「オーダーメイドー主材料 プラスチック」の販売価格の変化率の単純平均は+5.36%（標準偏差3.8）加重平均は+6.4%と上昇がみられており、原材料等の価格高騰の影響が考えられた。

義眼についての補装具の販売価格に含まれているサービスについての意見(表7)より、今回調査を行った価格の中には、装用状態に慣れて頂くための練習として行われる製作前の仮装用や製作前の眼窩拡張作業、義眼装用時の調整等、義眼の装用に至までの様々な工程が含まれていることがわかった。また、購入後も6~9ヶ月の保障期間を設け、その間に生じた義眼の研磨や洗浄等のメンテナンスを無料で行っている実態が明らかとなった。

補装具費支給制度における義肢・装具・座位保持装置の価格設定は係数A×(人件費の時間単価)×(見込み作業時間)+係数B×(素材費)+係数C×(完成用部品費)という計算式をもとに、その時代の経済成長率や平均所得等の統計値を基に、細かいパラメータの調整や素材費の修正によって決定されている [6]。しかしながら、視覚系補装具については、上記のような明確な価格の設定は行われていない。今後は、視覚系補装具においても、製造原価

等に関する調査等を行い、補装具価格の構成を明らかにしていくことも適正な価格設定のために必要と思われた。

また、表8の各補装具の取り扱いについての意見の中で「修理基準」についての言及があった。現在の補装具費支給制度では、義眼に対する修理基準の項目がないが、今後、義眼利用者の負担を軽減するためにも、修理に関する調査によりエビデンスを収集し、検討していく必要性が示唆された。

d-2 眼鏡(矯正用)について

眼鏡(矯正用)については全回答数が2件(回答率10.52%)、そのうち、変化率の回答があったのが1件のみと価格調査が可能な有効な回答を得ることができなかった。回答のあった1件の販売価格の変化率はないという結果であったが、価格の現状を正しく反映しているかどうかは明らかでなかった。

表9の眼鏡(矯正用)の取り扱いについての意見や価格調査への回答を得られなかった業者からのメールにより、「社内規則により価格に関する情報を外部に公表できない」といった回答もあり、今後の価格調査について、調査項目等の調査方法の詳細について検討をする必要性が示唆された。

さらに、「3D未満の価格は低くても可」といった意見や「10D以上の高度数のレンズは価格が高い方が望ましい」といった意見があり、矯正用の度数分類のあり方についても今後は検討が必要かと思われた。

d-3 眼鏡(矯正用 遮光機能付)について

価格についての回答があったのは2件と、矯正用と同様に回答数が少なかったが、価格の変化率の単純平均は+4.33%（標準偏差1.7）、加重平均は+3.41%と価格の上昇が示された。

表10の眼鏡(遮光用)に対する取り扱いに対する意見では、矯正用と同様に「価格に関しては回答できない」といった意見も見られ、今後の価格調査について、調査項目等の調査方法の詳細について検討する必要性が示唆された。

d-4 眼鏡（遮光用 前掛式）について

販売数と変化率の回答があったのは3件、データ数も5件と少なかった。変化率はないという結果であったが、回答数およびデータ数も少なく、現況を正しく反映したものと評価できないと思われた。

c-5 眼鏡（遮光用 掛けめがね式）について

変化率の回答があったのは3件であったが、データ数は11と他の種目と比べて比較的多かった。

変化率の単純平均は+0.45%（標準偏差1.44）、加重平均は+0.08%であり、わずかに価格の上昇が示された。掛けめがね式は枠にプラスチックや金属を用いており、前掛け式に比べて価格に上昇がみられたのではないかと考えられた。

c-6 眼鏡（弱視用 掛けめがね式）について

主鏡の変化率の単純平均は+16.5%（標準偏差7.5）、加重平均は+15.06%、近用キャップの変化率の単純平均は+19%（標準偏差0.8）、加重平均は+18.25%、主鏡+近用キャップの変化率の単純平均は+17.75%、加重平均は+16.67%を示した。

現在、販売されている掛けめがね式には日本製はなく、すべてが海外製である。他の種目に比べて変化率が高い理由には、海外製であり、輸入時の株価等の影響もあると思われた。

一方、弱視眼鏡掛けめがね式は主鏡と近用キャップの組み合わせで使用し、主鏡は通常的眼鏡枠に取り付けるための加工が必要である。

今回の調査では、主鏡を眼鏡枠取り付ける加工代等は調査していない。今後は、加工代等の調査も行い、義眼と同様に補装具価格の構成も加味した適切な価格の検討も必要と思われた。

また告示において、加算項目にあげられている主鏡高倍率3倍以上の変化率の単純平均は+20%（標準偏差1.01）、加重平均は+20.36%であった。その詳細について調査したところ、光学的には接眼レンズと対物レンズが凸レンズでできている3倍以上の焦点調整式を眼鏡枠に技巧して掛けめがね式としている構造となっていた。現在、日本では接眼レンズが凹レンズ、対物レンズが凸レンズである3倍以上の主鏡は販売されていない（表12）。

表12 掛けめがね式と焦点調整式の定義と支給現状

	補装具費支給事務 ガイドブック (テクノエイド)	光学的定義
<p>掛けめがね式</p> 	<p>ルーペを眼鏡に組み込んだもの 主に近用として使用され 遠用の適応は少ない</p> <p>高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は 21,800円増し</p>	<p>ガリレイ式 対物レンズ：凸レンズ 接眼レンズ：凹レンズ</p> <p>3倍以上のガリレイ式は 販売されていない</p>
<p>焦点調整式</p> 	<p>手に持って使用する タイプ 望遠鏡型で主に遠用に 使用</p>	<p>ケプラー式 対物レンズ：凸レンズ 接眼レンズ：凸レンズ</p> <p>3倍以上も販売あり 眼鏡に組み込んだでの 使用も可能</p>

上記のような焦点調整式が掛けめがね式として申請された原因としては、「補装具費支給事務ガイドブック」[7]での定義に要因あると思われた。上記ガイドブックでは、掛けめがね式の定義として、「ルーペを眼鏡に組み込んだもの、主に近用として使用され遠用の適応は少ない」とだけ記載されており、接眼レンズと対物レンズのレンズ種類から分類する光学的定義がなされていないため、眼鏡に組み込んだ焦点調整式も掛けめがね式に含まれていると思われる。

今後は、それぞれの種目についての定義の見直しと、焦点調整式を眼鏡に組み込んだ掛けめがね式の必要者が適切な価格で補装具費支給制度を利用できる価格設定について検討していく必要性が示唆された。

c-7 眼鏡（弱視用 焦点調整式）について

眼鏡（弱視用 焦点調整式）の変化率の単純平均は+17.02%（標準偏差 12.80）、加重平均は+6.89%であった。

今回の価格調査のデータは3つのメーカーのものに分類され、ひとつは日本製品、他の2つは海外製品であった。そこで、日本製と海外製に分けて変化率について比較した（表13）。その結果、日本製の変化率は6.85%、海外製の変化率は24.06%と海外製品の変化率は日本製に比べて高くなっており、輸入時の株価等の影響があったのではないかと示唆された。

表13 日本製と海外製の変化率の違い

焦点調整式	価格変化率（仕入価格）%			
	単純平均	加重平均	最低値	最高値
日本製	+6.85	+6.66	+5.92	+8.00
海外製	+24.06	+36.25	+6.66	+38.7

そこで、実際に海外からの輸入を行っているA社の焦点調整式を例に、株価との関連について考えてみた。A社の本店はドイツにあり、ドイツから日本への輸入時に株価の影響を受けていると思われた。

ドイツの通貨であるユーロと日本円のレートについては前回の価格調査時の2020年は1ユーロ、121.79円、今回の価格調査時の2022年は138.08円と16.29円の上昇が見られており、原材料の高騰による価格上昇に加えて、輸入時に生じる株価の影響により、日本製よりも価格の上昇率が高くなることがかがえた。円高の傾向は現在も継続しており、今後の経済情勢に合わせた輸入品への価格調整の必要性が示唆された。

表11の焦点調整式の取り扱い意見の中では、拡大鏡が焦点調整式の項目で申請が可能な実態が示されていた。その理由としては表12の「補装具費支給事務ガイドブック」[7]の焦点調整式の定義のなかで「手に持って使用するタイプ」に該当するためと思われる。掛けめがね式と同様に、それぞれの種目についての定義の見直し、わかりやすい定義等の説明の必要性が示唆された。

E. 結論

本価格調査の結果、多くの視覚系補装具において、昨今の国際情勢の影響等による原材料費等の価格上昇を踏まえた価格の上昇が見られることが明らかとなった。特に、弱視眼鏡 焦点調整式では海外で制作され、輸入されている製品で、価格の上昇率が高いことが示された。

今回の価格調査への回答率は全体的に低く、特に眼鏡（矯正用）については有効なデータが得られなかった。今後は、調査項目等の調査方法の詳細について検討をする必要性が示唆された。

F. 健康的危険情報

（分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入）

G. 研究発表

- 論文発表
なし
- 学会発表
なし

H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. 引用文献

[1] 清水朋美 谷 映志 水村 慎也 国立障害者リハビリ
我澤 賢之, 視覚障害者安全つえ・石突等の価格実態
調査, 令和4年度厚生労働行政推進事業費補助金「技
術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件算定
のための研究」分担研究報告 1-30, 2022.

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/10_%E8%A6%96%E8%A6%9A%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%AE%89%E5%85%A8%E3%81%A4%E3%81%88%E3%83%BB%E7%9F%B3%E7%AA%81%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB_20230419_0.pdf

(2024年3月30日参照)

[2] 清水朋美, 堀 寛爾, 我澤 賢之 コンタクトレン
ズの基準検討のための現状・課題の把握, 令和4年
度厚生労働行政推進事業費補助金「技術革新を視野
に入れた補装具の構造・機能要件算定のための研究」
分担研究報告 1-21, 2022.

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/%E5%88%86%E6%8B%85%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%28%29%E3%80%80202118053A-buntan9_0.pdf

(2024年3月30日参照)

[3] 我澤賢之 山崎 伸也 補装具価格根拠調査：そ
の他の種目, 令和2年度厚生労働行政推進事業費補
助金「補装具費支給制度における種目の構造と基準
額設定に関する調査研究」分担研究報告
61-206, 2020.

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202018001A-buntan6_1.pdf

(2024年3月30日参照)

[4] 厚澤正幸. 義眼. リハビリテーション・エンジ
ニアリング 29 (3) , 137-139, 2014

[5] 厚生労働省. 福祉行政報告例.

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

2022年度の補装具購入件数に関する統計データのダ
ウンページは下記

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001200200&tclass2=000001200202&stat_infid=000040002325&tclass3value=0

(2024年3月30日参照)

[6] 井上剛伸. 価格設定. 日本義肢装具会誌, 27
(4) , 217-220, 2011

[7] 公益社団法人テクノエイド協会 補装具費支給事
務ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307895.pdf>

(2024年3月30日参照)